

令和7年度上山市インバウンド周遊促進事業費補助金（ストロングコンテンツ造成事業）に係る公募型プロポーザル実施要領

（目的）

第1条 この要領は、令和7年度上山市インバウンド周遊促進事業費補助金（ストロングコンテンツ造成事業）交付要綱（令和7年告示第154号）に基づく補助金の交付を受け、近年増大するインバウンド需要に対応して、観光誘客を促進し経済効果をもたらす取組を行う事業者を公募型プロポーザルにより募集・選定するための手続について必要な事項を定める。

（選定委員会）

第2条 公募型プロポーザルによる事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、市長は選定委員会を設置する。

- 2 選定委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。また、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。
- 3 選定委員会の委員長は、副市長をもってこれに充て、委員は、市政戦略課長、財政課長、観光・ブランド推進課長、生涯学習課長をもってこれに充てる。

（企画提案書の提出受付等）

第3条 市長は、事業者の選定に当たり企画提案書の提出を受け付けるものとする。

- 2 企画提案書を提出しようとする者は、参加表明書（様式第1号）を市長に提出するものとする。
- 3 企画提案書の提出について疑義がある場合は、質問書（様式第2号）により照会することができる。
- 4 市長は、前項の質問があった場合は、回答書（様式第3号）により回答するものとする。
- 5 書類の提出先及び提出期限等は、別表1による。

（企画提案書の提出）

第4条 公募型プロポーザルに係る企画提案書の提出については、企画提案書提出届（様式第4号）の他、次の各号に掲げる書類を作成し1組にして、市長に提出しなければならない。

- (1) 企画提案書（様式第5号）
- (2) 地域の同意書（様式第6号）
- (3) 経営状況に関する報告書（様式第7号）

- 2 提出部数は、正本1部、副本9部の合計10部とする。また、A4縦型フラットファイルに左綴りとし、様式毎にインデックスを貼るとともに、ファイルの表紙及び背表紙に事業者名を記入すること。

3 提出後の記載内容に追加、修正は認めない。

4 提出された企画提案書は返却しない。

(提案者ヒアリングの実施)

第5条 選定委員会は、必要に応じて提案者ヒアリング又はプレゼンテーションにより企画提案書の内容について説明を求めることができる。

(企画提案書の著作権及び使用)

第6条 提出された企画提案書は、元来第三者に帰属するものを除き、提案者に帰属するものとする。なお、企画提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、当該第三者の承諾を得ておくものとし、第三者の著作物の使用の責めは、提案者にすべて帰するものとする。

2 市長は、公募型プロポーザルに関する事項の公表など、その他市長が必要と認める場合は、企画提案書を無償で使用することができる。

(企画提案書提出に係る費用負担)

第7条 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに係る費用は、提案者の負担とする。

(提案の審査)

第8条 企画提案書の審査は、選定委員会が適当と認める方法により行うものとし、評価基準等は別表2による。

(補助金の申請)

第9条 選定委員会が選定した第1位申請候補者が補助金を申請するものとする。ただし、第1位申請候補者が次条の失格条項に該当すると認められた場合は、次順位である者が申請することができるものとする。

2 選定後、応募者の資格要件を満たさなくなった場合又は事業体制が著しく変わった場合は、申請候補者としての資格を取り消すものとする。

(失格)

第10条 次の各号に該当する場合は、失格とする。

(1) 応募者の資格要件を満たさない者が書類を提出した場合

(2) 書類に虚偽の記載があった場合

(3) 書類の提出方法、提出期限を遵守しない場合

(4) 選定委員会に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

(5) その他選定委員会が不適格と認めた場合

(選考結果の公表)

第11条 市長は、事業者を選定したときは、企画提案書の提出者全員に結果及び選定業者を通知する。

2 前項に定める事項を除く企画提案書の審査過程、審査結果に関する情報等については公表しない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、事業者の選定に関し必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年7月10日から施行する。

別表 1

令和7年度上山市インバウンド周遊促進事業費補助金（ストロングコンテンツ造成事業）に係る書類の提出先及び提出期限等

1 書類提出先

上山市観光・ブランド推進課 観光振興係

〒999-3192 山形県上山市河崎一丁目1番10号

T E L (023) 672-1111 (内線191) F A X (023) 672-1112

E-mail h.jinbo@city.kaminoyama.yamagata.jp

※ 質問書（様式第2号）以外の書類は持参又は郵送で提出すること。

※ 質問書（様式第2号）は、F A X又は電子メールにより提出し、着信を確認すること。電話や他の方法による質問は一切受け付けない。

2 提出期限等

件名	期限等	提出書類等
実施要領等の公表	令和7年7月10日（木）	
質問書提出期限	令和7年7月15日（火）	様式第2号 F A X・電子メール
市から質問への回答	令和7年7月16日（水）	様式第3号
参加表明書提出期限	令和7年7月22日（火）	様式第1号
企画提案書提出期限	令和7年7月29日（火）	様式第4～7号
選定委員会開催日 企画提案書プレゼンテーション	令和7年7月30日（水） 午後1時30分	
審査結果通知	令和7年7月30日（水）	
補助金交付申請	令和7年7月31日（木）	
補助金交付決定	令和7年7月31日（木）	

3 選定委員会による提案者ヒアリング又はプレゼンテーション

令和7年7月30日（水） 午後1時30分

※正式な時間・場所については、参加表明書を提出した者に対し別途通知する。

※1提案者当たり30分程度を予定し、質疑応答時間10分を含める。

※出席者は1提案者当たり2名までとする。

別表 2

令和7年度上山市インバウンド周遊促進事業費補助金（ストロングコンテンツ造成事業）に係る事業者選定評価基準等

1 評価点

令和7年度上山市インバウンド周遊促進事業費補助金（ストロングコンテンツ造成事業）プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）は、表1の各評価項目について、参加者の企画提案書、ヒアリング、プレゼンテーションの内容を基に審査し、表2のランクを決定する。

表1の評価項目の配点に、表2のランクごとの評価係数を乗じて、各評価項目の得点を算出し合計したものを評価点（満点は100点）とする。

○表 1

評価項目	様式	配点
事業内容及び経済的効果	第5号	40点
地域の同意	第6号	10点
安全対策	第5号	10点
具体的誘客目標の設定、根拠・達成方法	〃	10点
事業費と財源確保	〃	10点
事業の実施体制とスケジュール	〃	10点
経営状況	第7号	10点
合計		100点

2 評価

(1) 評価点が高い順に、第1位の者を最優秀提案者に、第2位の者を次点の者に選定する。第1位、第2位の者が複数あったときは、委員会の各委員（委員長を含む。）による投票で上位者を決定する。投票により決しないときは、委員長がこれを決す。

(2) 評価合計平均（満点100点）が60%を超える提案者を申請権者とする。

○表 2

ランク	評価内容	評価係数
A	極めて良好	配点 × 1.0
B	良好	配点 × 0.8
C	普通	配点 × 0.6
D	やや不十分	配点 × 0.4
E	不十分	配点 × 0.2

(様式第1号)

参 加 表 明 書

令和7年度上山市インバウンド周遊促進事業費補助金（ストロングコンテンツ造成事業）に係る公募型プロポーザル実施要領に従いプロポーザルに参加します。

令和 年 月 日

上山市長 山 本 幸 靖 様

住 所
事務所名
代 表 者
電話番号

⑩

(様式第2号)

質 問 書

令和 年 月 日

上山市長 山本幸靖 様

事務所名

1 件名 令和7年度上山市インバウンド周遊促進事業費補助金（ストロングコン
テンツ造成事業）に係る公募型プロポーザル

2 質問事項

質問1
質問2
質問3

連絡先【質問書に対する回答先】

住 所	
担当部署・担当者	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E - M a i l	

※ FAX又は電子メールにより質問書を提出し着信を確認すること。電話や他の方法による質問は一切受け付けない。

※ 質問箇所及び内容をわかりやすく記載すること。

※ 質問欄が不足する場合は、欄又は用紙を追加すること。

<FAX又は電子メールの送付先>上山市観光・ブランド推進課 観光振興係

FAX (023) 672-1112 E-mail h.jinbo@city.kaminoyama.yamagata.jp

着信確認用電話番号 (023) 672-1111 (内線191)

(様式第3号)

回 答 書

令和 年 月 日

様

上山市長 山 本 幸 靖

- 1 件 名 令和7年度上山市インバウンド周遊促進事業費補助金（ストロングコンテンツ造成事業）に係る公募型プロポーザル
- 2 回答内容

質問番号	回 答
1	
2	
3	

(様式第4号)

令和 年 月 日

上山市長 山本幸靖様

住所

事務所名

代表者

電話番号

印

企画提案書提出届

令和7年度上山市インバウンド周遊促進事業費補助金（ストロングコンテンツ造成事業）について、下記のとおり企画提案書を提出いたします。

記

1 提出書類

- (1) 企画提案書（様式第5号）
- (2) 地域の同意書（様式第6号）
- (3) 経営状況に関する報告書（様式第7号）
- (4) 会社のパンフレット等、会社の概要がわかるもの

※本様式を表紙とし、(1)～(4)の順番でA4縦型フラットファイルに左綴りすること。

※様式毎にインデックスを貼ること

※ファイルの表紙及び背表紙に事業者名を記入すること。

(様式第 5 号)

企画提案書

- ◆事業に対する基本的な考え方について、次の項目ごとに簡潔にまとめて提案してください。
 - ①インバウンド需要を取り込むことを主目的に、本市におけるストロングコンテンツとして市域の観光エリアに高い経済的効果をもたらす事業であること。
 - ②地域の同意を得ていること。
 - ※地域の同意書（様式第 6 号）を添付してください。
 - ③安全対策を確実に実施すること。
 - ④具体的誘客目標の設定、根拠・達成方法
- ◆補助対象事業費が 30,000,000 円以上であり、その財源確保が確実に見込まれることを説明してください。
- ◆事業の実施体制とスケジュールについて説明してください。

※この様式を提案資料の前頁に添付してください。（ページ番号も記す）

※原則 A 4 サイズ両面刷りとし、やむをえない場合に限り A 3 サイズ片面刷りとしてください。

(様式第6号)

年 月 日

様

住 所
団体名
代表者

令和7年度上山市インバウンド周遊促進事業費補助金
(ストロングコンテンツ造成事業) 申請に係る同意書

(貴殿・貴社)がみだしの補助金を活用し、インバウンド需要に対応して観光誘客に取り組む事業は地域への高い経済的効果をもたらすと考えられるため、事業実施について地域として賛同します。

(様式第7号)

経営状況に関する報告書

◆令和7年度上山市インバウンド周遊促進事業費補助金（ストロングコンテンツ造成事業）の交付を受け、近年増大するインバウンド需要に対応して観光誘客に取り組む上で、安定的で継続的な対応ができる経営がなされているかについて説明してください。

また、直近の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）1カ年分を添付してください。

※この様式を提案資料の前頁に添付してください。（ページ番号も記す。）

※書式については任意書式とします。ただし、原則A4サイズ両面刷りとし、やむをえない場合に限りA3サイズ片面刷りとしてください。

※財務諸表は本様式の最後に左綴りしてください。

※会社のパンフレット等、会社の概要がわかるものがあれば、A4縦型フラットファイルの最後に左綴りしてください。